

四日市市告示第477号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、四日市市建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和53年四日市市規則第7号）第3条第1項の規定により公告する。

令和5年8月1日

四日市市長 森 智広

1 意見の聴取の期日

令和5年8月18日（金）午後2時より

2 意見の聴取の場所

浮橋第二集会所

3 意見の聴取の事項

四日市市陽光台地域建築協定について関係人からの意見の聴取

（都市整備部建築指導課）